

保護者の皆様へお知らせ

★一関市は、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業を実施します★

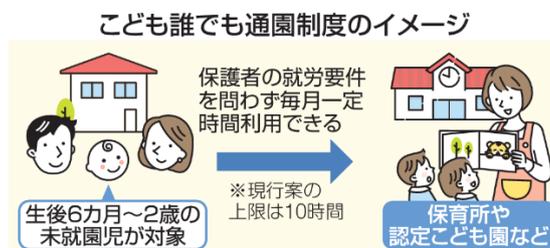
「こども誰でも通園制度（仮称）」は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用でき、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的とした事業です。市内三施設での実施となり、はなほこども園も委託を受けました。

未就園児のお子さんを一時的にお預かりする「一時預かり事業（一般型）」と重複する部分もありますが、親子での登園も可能であり、短時間で気軽に利用ができるようにと別の事業として実施するものです。

概要については以下の通りです。一関市のホームページ上に提出書類等詳細の掲載があります。入園していないお子さんのご利用について興味のある方はそちらをご覧ください。又は副園長餘目までお気軽にお声がけください。

令和6年8月24日作成

（文責 はなほこども園園長 宇津野泉）



●対象児童

次の1～3のすべてに該当する方が対象となります。

1. 一関市に住んでいること
2. 0歳6か月から2歳であること（満3歳の誕生日の前日まで）
3. 保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、企業主導型保育施設に在籍していないこと

●実施期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

●利用できる時間

子ども1人当たり月10時間まで利用が可能です。

●利用料金

子ども1人1時間当たり300円

ただし、以下の表に該当する世帯は次の利用料金になります。

| 区分 | 1時間当たりの利用料金 |
|------------------------------|-------------|
| 生活保護世帯 | 0円 |
| 市町村民税が課されない世帯 | 60円 |
| 市町村民税所得割額の合計が7万7,101円未満である世帯 | 90円 |
| 要支援、要保護世帯で市長が認める世帯 | 150円 |

●利用の流れ

1. 事前に一関市児童保育課あてに申請書類を提出し、利用登録をしてください。
(利用クーポン発行あり)
2. 利用を希望する日の5日前までに、実施施設に直接連絡し予約をしてください。

●実施施設・実施する日程

| 施設名称 | 年齢区分 | 実施する日 | 利用定員 | 実施する時間 |
|---------------------------------------|---------|-------|------|------------|
| 一関あおば保育園 (21-2140) | 0歳児・1歳児 | 毎週月曜日 | 2名 | 午前9時から正午まで |
| | 2歳児 | 毎週木曜日 | 3名 | |
| 東山こども園 (47-2145) | 0歳児・1歳児 | 毎週火曜日 | 2名 | |
| | 2歳児 | 毎週金曜日 | 3名 | |
| はなほこども園 (82-2167) | 0歳児・1歳児 | 毎週水曜日 | 2名 | |
| | 2歳児 | 毎週火曜日 | 3名 | |

●保育中のけがと体調不良時について

- ・保育中にけがをした場合は保護者にご連絡いたします。
- ・感染症予防の観点から、集団での生活が難しいと判断した場合は連絡をいたしますので、お迎えをお願いします。
- ・緊急と判断した場合は救急車を要請することがあります。
- ・ご家庭で前日まで発熱があったり、体調の崩れが見られたり、ご家族が感染症にかかった場合は、利用予定の施設にご連絡いただき、ご利用をお控えください。